解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日、山形県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝二四四八

財団法人鮎貝自彊会

清算人　小嶋　金作

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

茨城県水戸市梅香一丁目二番五四号

社団法人酪農ヘルパー茨城県協会

代表清算人　大槻　和夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

栃木県大田原市福原一四一一番地二二

財団法人大田原市ふれあい学習振興財団

代表清算人　津久井富雄

連絡先栃木県大田原市湯津上五―一〇八一

大田原市教育委員会事務局教育部生涯学習課

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

神奈川県横須賀市野比五―一―一

財団法人障害児教育財団

清算人　小田　豊

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月二十八日上越市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

新潟県上越市藤巻一〇番一号

樋場新町土地区画整理組合

代表清算人　石黒　堉雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

長野県上田市大手一丁目一一番一六号

社団法人上田市産業開発公社

清算人　石黒　豊

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月十一日長野県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

長野県下伊那郡高森町下市田二一八三番地一

高森町土地開発公社

清算人　山田　幹男

解散公告（第一回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

長野県下水内郡栄村大字北信四四一四番地一

財団法人栄村振興公社

代表清算人　島田　茂樹

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

京都府京都市東山区一橋宮ノ内町七番地

財団法人京都仏眼協会

代表清算人　小林　靖弘

解散公告（第一回）

当法人は、総会決議により平成二十五年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

大阪府東大阪市荒川三丁目四番二九号

社団法人東大阪少年補導協会

清算人　久保　惠宣

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

鳥取県西伯郡伯耆町溝口六四七番地

財団法人伯耆町日野町農業振興公社

代表清算人　車　睦宏

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

島根県邑智郡邑南町阿須那一八三二番地二

財団法人阿須那奉公会

清算人　広瀬　初義

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

広島市南区翠一丁目一番一号広島大学附属小学校内

社団法人学校教育研究会

清算人　佐伯　陽

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

徳島県徳島市八万町内浜二六番地の四

社団法人徳島同友会

代表清算人　川口　洋之

解散公告（第一回）

当公社は、存続期間満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

香川県高松市勅使町三九八番地一七

財団法人高松市水道サービス公社

代表清算人　小川　雅史

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

香川県高松市栗林町一丁目二〇番一六号

社団法人香川県物産協会

代表清算人　矢野　俊郎

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日長崎県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

長崎市桜町二番二二号長崎市役所内

長崎市土地開発公社

清算人　松本　紘明

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

沖縄県石垣市平得四三九番地

財団法人石垣市公共施設管理公社

代表清算人　漢那　政弘